

特定非営利活動法人広島神楽芸術研究所  
プロジェクトチーム設置規定

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人広島神楽芸術研究所（以下「研究所」という。）の定款第5条に基づきプロジェクトチームの組織及び運営について定める。

(組織)

第2条 理事長は、定款第5条の目的を達成するために、研究所にプロジェクトチームを置くことができる。

(選任)

第3条 プロジェクトチームの構成員（以下「構成員」という。）は、研究所正会員並びに、学識経験のある者のうちから、理事長が選任する。

(リーダー)

第4条 プロジェクトチームにリーダーを置き、構成員の互選により選任する。

2 リーダーは、プロジェクトチームを代表する。

3 リーダーに事故があるときは、あらかじめその指名する構成員が、その職務を代理する。

(権利の帰属)

第5条 プロジェクトチームで得た成果は、研究所及び構成員が共有する。

(守秘義務)

第6条 構成員は、プロジェクトチームにおいて知ることができた秘密を漏らしてはならない。  
プロジェクトチーム終了後といえども同様とする。

(成果の利用)

第7条 構成員は、前条の守秘義務に反しない限り成果を利用することができる。

2 プロジェクトチームの成果の公表については、研究所がおこなうものとし、構成員は、独自に公表してはならない。

(庶務)

第8条 プロジェクトチームの庶務は、事務局において処理する。

(雑則)

第9条 この規定に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規定は、平成18年1月1日から施行する。

2 規定施行時のプロジェクトチームの、謝金、調査活動費(旅費相当額)及び宿泊費、アルバイトに関する費用は、次に掲げる額とする。

(1)謝金

学識経験者の謝金は、1回につき、50,000円を上限として支出する。

(2)調査活動費(旅費相当額)及び宿泊費

広島県内1日あたり5,000円、県外1日あたり10,000円、宿泊費10,000円を上限として支出する。

ただし、研究所が調査対象としていない、中国五県以外への旅費は、実費弁償とする。

(3)アルバイト賃金

1時間あたり1,500円を上限として支出する。

この写しは特定非営利活動法人広島神楽芸術研究所のプロジェクトチーム設置規定に相違ないことを証明する。

平成18年 2月 1日

広島県山県郡北広島町壬生149番地  
特定非営利活動法人 広島神楽芸術研究所  
理事長 日隈 健一